

保護者 様

伊勢崎市教育委員会  
教育長 三好 賢治

## 5類感染症への移行後の学校、幼稚園における新型コロナウイルス感染症の対応について

保護者の皆様におかれましては、学校、幼稚園における新型コロナウイルス等の感染症対策について、ご理解、ご協力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、5月8日より5類に移行することが決定し、文部科学省及び群馬県教育委員会より5類移行後の感染症対策に係る方針が示されました。この方針に基づき、本市における対応につきましては、下記のとおりといたします。引き続きご理解、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1 学校、幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策について

- 5類感染症移行後においても、

- ・ 家庭との連携による園児児童生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を引き続き講じていきます。マスクについては着用を求めないことを基本とし、給食等の食事の場面における「黙食」の指導は行いません。

- 地域や学校園において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、

- ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・ 園児児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 等の措置を一時的に講じていきます。

#### 2 保護者の皆様へのお願いについて

- 登校、登園前の健康状態の確認を引き続きお願いします。

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校、登園を控え、かかりつけ医等に連絡し、受診するようにしてください。

- 園児児童生徒本人の感染が確認された場合は、学校・幼稚園へ速やかにご連絡ください。

- 園児児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「発症日（無症状の場合は検体採取日）を0日として5日間を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過した期間」を出席停止とします。

- 出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されていることをご理解いただき、各家庭の判断によりご対応いただきますようお願いいたします。

- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われません。このことにより、同居家族の感染が確認された場合等における園児児童生徒の待機の制限はなくなります。

- 園児児童生徒本人に基礎疾患があったり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいたりするなどし、登校、登園にあたり感染の心配や不安がある場合は、学校、幼稚園にご相談ください。